

民医連厚生事業協

共済だより

2026年
3月
第215号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F

TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652

E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp

(共済だより応募用)

kyousai@min-iren.gr.jp

(厚生事業協宛)

ホームページ:<https://min-jigyo.or.jp>

バックナンバーの記事(一部のみ)はこちらから



いわさきちひろ「水仙の花畑のうさぎたち」(1969年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

主な記事

- 第6回全国ボウリング大会を開催
- 2026年全国野球大会 開催要項(概要)のご案内
- 2025年度スポーツ・文化企画 大縄跳び大会結果報告
- 沖縄に連帯して 瀬長 和男(沖縄)
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ^⑭ 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界^⑨ 納税の機会から知る現実社会の本質 斎藤 貴男
- 私の趣味・こだわり紹介^⑨ 音楽でつながる 広島・砂かけばあ ペンネーム



あっさり終わった大浦湾側の埋立

1月の名護市長選挙は、オール沖縄の翁長クミコさんが辺野古新基地建設反対、物価高に苦しむ市民のくらしを守れと声を挙げ奮闘しましたが及ばず、現市長の3選という結果になりました。昨年年末までは、比較的動きが鈍かった辺野古新基地建設が、選挙が近づくにつれ資材搬入がだんだんと加速し、名護市民に「新基地建設は止まらない」と見せつけているようでした。また、新基地建設の見返りである「再編交付金」を使っての子ども医療費無償化、給食費の無償化、保育料の無償化という「三つの無償化」が8年も続いたことで、現市長への評価が高く、「再編交付金」

が新基地建設の見返りであり、それが無くても無償化は続けられるとアピールしたクミコ候補の訴えよりも、今、その恩恵を受けている保護者のみなさんは、「今のまま」を選択したことが敗因の一つだったのではないかと思っています。ただ、選挙戦ではクミコ候補への積極的な反応が目立ち、市街地でも農村地域でも好意的な声援が多かったため、選挙戦での印象と敗戦という結果との「乖離」に、関係者の戸惑いは大きいものであります。昨年11月から始まった大浦湾側での「本格的な土砂投入」は、今年1月から実質的に土砂投入が始まりましたが、海岸線に隣接する浅瀬での工事だったため、予定していた護岸の高さまでの埋立が完了し、あっという間に終了しそうです。結局、次の護岸が完成するまでは「本格的な土砂投入」も止まったままですが、来年度の辺野古関連工事の概算要求は3千億円超と莫大な金額となっています。今年9月の沖縄県知事選挙でオール沖縄の玉城デニー知事を勝利させ、技術的にも予算的にも「無理」な新基地建設を断念させるため、

知事の3期目当選のための体制づくりを進めています。高市総理の身勝手解散による衆院選の結果、憲法改悪が国会で動き出そうとしています。民医連綱領実践のためにも「人権守れ」の声を挙げ続けていきたいと思います。

2026年2月9日
 沖縄民医連共済会連絡会
 会長 瀬長和男

◎カンバ送付先
 郵便振替口座

加入者名：沖縄県統一連
 口座番号：01710-8-62723



沖縄に連帯して 技術的にも予算的にも新基地は「無理」



港湾施設予定地で進む砂杭打設

与党（自由民主党と日本維新の会）の連立合意書には「日本国国旗損壊罪の制定」が明記されています。いわゆる国旗損壊罪と呼ばれるもので、高市首相は以前から「日本国の名誉を守る」ために必要だと主張してきました。参政党も、すでに同罪制定についての独自の法案を参議院に提出しています。しかしこの国旗損壊罪は強力な思想統制にもつながりかねない危険性をはらんでいます。

1. 外国国旗損壊罪との関係

まず、よく言われるのが「刑法には外国国旗損壊罪があるのに、日本の国旗について損壊罪の規定がないのは不平等でおかしい」という主張で、連立合意書にもその旨が書かれています。しかし外国国旗損壊罪は、日本の外交上の利益を保護するための規定で（国旗を破られた国と日本との外交関係が悪化したら大変だから、ということ）外国の名誉を守るための規定ではありません。だから「日の丸の毀損も処罰しないと不平等だ」という論理にはなりません。連立合意書からは、与党はこの基本知識がないことがうかがえます。

2. あいまいな表現で、

強力な表現規制

日本国国旗損壊罪は、制定されれば「日本国に対して侮辱を加える目的

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

145 実現すれば強い表現規制 ～「国旗損壊罪」の危険性を知っておこう～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 黒澤いつき
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損する行為に刑罰を科す」というような条文になると予想されます。

「国旗を破つたり燃やしたりするなんて非常識だ」とマイナス感情を抱く人は一定数おられるでしょう。一般的なお礼儀としては、それは共有されてしかるべきかもしれませんが、一方、時の権力への抗議を表すパフォーマンスとして国旗を燃やしたり、ボロボロの国旗を使ったアート作品を発表したりすることも、古今東西あることです。ましてや自分が所有する国旗をどう扱おうが所有者の自由であり、まさに表現の自由でもあります。この一部を「国家の名誉を汚す犯罪」として扱うと、どのような危険を招くでしょうか。

まず、どのような行為が「国旗損壊」にあたるのか、想像してみると実はとても曖昧です。破るフリも「損壊」でしょうか？ 川に流したら「汚損」？ 自分で描いたテキトーな国旗に落書きすることも「損壊」？ ラインストーンでデコったら？… 結局、条文からはなにが犯罪にあたるのか分からず、警察・検察の胸三寸な運用がされかねません。これは何が犯罪でどのような罪が科せられるか国民が事前に予測できなければならぬルール（罪刑法定主義 憲法31条）に違反します。そしてこのような条文は

「もしかしたら処罰されるかもしれないから止めておこう」という強い萎縮効果をもたらし、表現（言論 統制に等しい効果を生むので、表現の自由（憲法21条）にも違反し、許されません。

3. 国の名誉？

高市首相はじめ国旗損壊罪は「国の名誉」を守るためのものだ、といいますが。しかし、国家は当然生き物ではなく、名誉感情は持ちません。しかも例えば、移民への発砲もいとわぬ強硬な排斥政策を続けるトランプ政権に対する抗議デモで、誰かが怒りを込めてアメリカ国旗を焼いたとして、それによって果たしてアメリカ合衆国という国家の名誉は傷つくのでしょうか？ 人が抱く「我が国」は千差万別で、何を見て国の名誉が傷つけられたと感じるかどうかも人それぞれなのです。つまりこの国旗損壊罪は、「時の権力が気に入らない国旗『損壊』を、警察がピンポイントで取り締まる」条文にしかならず、思想良心の自由（憲法19条）の侵害に等しいといわざるを得ません。

このように、国旗損壊罪は制定されればさまざまな人権の制約につながり、大変危険なものです。息苦しい社会にしないためにも、法案には警戒しましょう。

表紙のコメント

いわさきちひろ 「水仙の花畑のうさぎたち」(1969年)

水仙の花畑のなかで、うさぎの親子がピクニックをしています。水仙の黄色とピクニックシートの紫色は、補色の関係にあり、互いの色を引き立て合っています。春のよこびに満ちた作品です。

ちひろ美術館・東京、安曇野ちひろ美術館は、両館ともに3月1日から開館します。
●ちひろ美術館・東京では、「ちひろ いつもとなりに—子どもと動物—」展を5月10日まで開催中です。●安曇野ちひろ美術館では、「ちひろ 心のふるさと 信州」展を6月7日まで開催中です。みなさまのご来館をお待ちしております。

〈イベントのお知らせ〉 松本猛 スライドトーク「ちひろと旅する信州」

日時:3月22日(日) 14:00~15:30 会場:安曇野ちひろ美術館

参加費:500円(入館料別)・オンライン500円

定員:会場40名・オンライン100名

申し込み:要事前予約(公式サイト/TEL./Peatixにて)

詳細は、公式HPをご覧ください。

ちひろ美術館・東京 TEL.03-3995-0612

安曇野ちひろ美術館 TEL.0261-62-0772

開館情報はホームページをご確認ください。 <https://chihiro.jp/>

